

第12次交通安全基本計画（中間案） 要旨

- 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの。
- **計画期間：令和8年度～令和12年度（5か年）**

計画の基本理念

- ・ 人優先の交通安全思想の下、これまでの11次・55年にわたる取組において、道路交通事故死者数を過去最悪であった時と比べて6分の1以下にまで減少。次世代を担うこどものかけがえない命を守るとともに、少子高齢化の進展に適切に対処するため、時代のニーズに応える交通安全の取組が求められる。
- ・ 人命尊重の理念に基づき、交通事故被害者等の存在に思いを致し、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指す。
- ・ 「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。
- ・ こどもから高齢者に至るまで安全に移動することができ、安心して豊かな人生を送ることができる社会を構築する。

道路交通の安全

交通事故死者数は、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最少を更新し続けていたが、令和5年は増加するなどしており、少子高齢化に伴い、交通事故死者に占める高齢者の割合が大きくなるなど、今後一層の高齢者対策が必要。

本計画の目標を達成し、世界一安全な道路交通を実現していくため、国民の理解と協力の下、諸施策を総合的かつ強力に推進。

【目標】 **【P】**

- ① **24時間死者数を1,900人※以下**とし、世界一安全な道路交通を実現する。
（※30日以内死者数2,300人）
- ② **重傷者数を20,000人以下**にする。

【対策】

<視点>

- | | |
|--------------------------------------------|----------------------------|
| ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策 | ② こどもの安全確保のための環境整備 |
| ③ 歩行者の安全確保のための意識変容 | ④ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 |
| ⑤ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進 | |
| ⑥ 生活道路における歩行者等の安全確保 | ⑦ 外国人の交通安全対策の推進 |
| ⑧ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 | ⑨ 先進技術の活用推進 |
| ⑩ 地域が一体となった交通安全対策の推進 | |

<対策の柱>

- | | | | |
|-------------|---------------|----------------|-----------------|
| ① 道路交通環境の整備 | ② 交通安全思想の普及徹底 | ③ 安全運転の確保 | ④ 車両の安全性の確保 |
| ⑤ 道路交通秩序の維持 | ⑥ 救助・救急活動の充実 | ⑦ 被害者等支援の充実と推進 | ⑧ 研究開発及び調査研究の充実 |

鉄道交通の安全

【目標】 【P】

- ① 列車の運転による乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 鉄道運転事故全体の死者数減少を目指す。

【対策】

<視点>

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

<対策の柱>

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進
- ⑦ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
- ⑧ 研究及び技術開発の充実

踏切道における交通の安全

【目標】 【P】

令和8年度から12年度における平均踏切事故件数を令和3年度から7年度における平均踏切事故件数と比較し、約1割削減することを目指す。

【対策】

<視点>

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

<対策の柱>

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- ② 踏切道の統廃合の促進
- ③ 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

海上交通の安全

【目標】 【P】

- ① 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和7年と比較し約1割削減を目指す。
- ② ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模な船舶事故の発生数をゼロとする。
- ③ 救助率95%以上とする。

【対策】

<視点>

- ① ヒューマンエラーによる事故の防止
- ② ふくそう海域における大規模な船舶事故の防止
- ③ 旅客船の事故の防止
- ④ 人命救助体制及び自己救命対策の強化

<対策の柱>

- ① 海上交通環境の整備
- ② 海上交通の安全に関する知識の普及
- ③ 船舶の安全な運航の確保
- ④ 船舶の安全性の確保
- ⑤ 小型船舶等の安全対策の充実
- ⑥ 海上交通に関する法秩序の維持
- ⑦ 救助・救急活動の充実
- ⑧ 被害者支援の推進
- ⑨ 船舶事故等の原因究明と事故等防止
- ⑩ 海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実

航空交通の安全

【目標】 【P】

- ① 本邦航空運送事業者が運航する定期便について、死亡事故発生率及び全損事故発生率をゼロにする。
- ② 航空事故発生率、重大インシデント発生率及び地上作業、施設等に起因する人の死傷又は航空機が損傷した事態の発生率に関する22の指標で、5年間で約17%の削減を図る。

【対策】

<視点>

- ① 航空安全対策の深化・高度化
- ② 航空需要増への対応及び安全維持・向上の一体的推進
- ③ 新技術・産業発展に伴う安全行政の新たな展開

<対策の柱>

- ① 航空安全プログラムの更なる推進
- ② 航空機の安全な運航の確保
- ③ 航空機の安全性の確保
- ④ 航空交通環境の整備
- ⑤ 無人航空機等の安全対策
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の推進
- ⑧ 航空事故等の原因究明と事故等防止
- ⑨ 航空交通の安全に関する研究開発の推進